

# 災害に遭われた事業者のみなさまへ

## 施設・設備の原状回復費等を支援します

### 令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金

このたびの豪雨で被災された中小事業者のみなさまにお見舞い申し上げます。  
 被害のあった設備等の復旧、生産性向上又は災害防護の取組に対し、以下のとおり補助制度を設けておりますので、ご活用ください。

<b>対象事業者</b>	<p><b>令和3年7月豪雨災害で被災した県内中小企業者等</b></p> <p>※宿泊事業者で令和3年7月豪雨について宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金の交付を受けた者は除きます。</p> <p>※青色申告書又は事業収入のある白色申告書により確定申告を行っている個人事業主も対象となります。(個人事業主となっていない個人は対象外です。)</p> <p>※対象者につき1回を限度とします。</p>
<b>対象事業</b>	<p><b>令和3年7月豪雨災害で被害のあった施設・設備の原状回復、生産性向上又は災害防護対策のために実施する事業</b></p> <p>※「原状回復」は、被害のあった施設及び設備を、修繕や買い換え、整備等の手段により再び被災前の状態に戻すための一連の工程をいい、施設及び設備の解体、撤去及び処分を含みます。</p> <p>※「施設」は事業の実施に必要不可欠と認められる施設をいいます(店舗、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場等)</p> <p>※「設備」は、事業の実施に必要不可欠と認められる設備をいいます。(原材料、商品、消耗品は除きます。)</p> <p>※原状回復に止まらない「生産性向上」や「災害防護対策」の取組も対象とします(ただし、被害のあった施設・設備に係るものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生産性向上」…現状回復に加え、生産能力や環境が従前より向上するもの</li> <li>・「災害防護対策」…現状回復に加えて行う災害から防護するための措置</li> </ul>
<b>補助額</b>	<p><b>補助率3分の2・1社あたり上限200万円</b></p>
<b>事業実施期間</b>	<p><b>令和3年7月7日以降の事業者が被災した日から令和4年3月31日まで</b></p> <p>※すでに着手したもので補助対象経費に該当するものであれば対象とできます。(7月豪雨災害による被害であったことが分かるものに限る。)</p>
<b>補助対象経費</b>	<p>施設改修費：施設(建物、構築物等)の原状回復、生産性向上、災害防護対策に係る費用</p> <p>設備改修費：設備(機械装置、工具器具、備品等)の原状回復、生産性向上、災害防護対策に係る費用</p>
<b>申請書類</b>	<p>●補助金交付申請書 ●補助事業実施計画書 ●収支予算書 ●決算書(直近)(個人事業主は確定申告書類の控え) ●豪雨災害によって被害を受けたことを証する書類(公的機関や商工団体等が発行する被災したことを証明する書類、被害を受けた施設設備の写真、被害を受けたことにより修繕したことがわかる書類等)</p> <p>※補助金の支払は、事業完了後に別途実績報告を提出していただき、検査して確定後に行います。</p>

補助要件、交付申請書式等の詳細については次のURLからご覧ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/298761.htm>



**【問合せ・申請先】鳥取県商工労働部企業支援課 経営革新・経営改善担当**

TEL: 0857-26-7988 FAX: 0857-26-8078 メール: kigyuu-shien@pref.tottori.lg.jp